

平成 2 5 年第 4 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 5 日（木）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成 2 5 年 1 2 月 5 日

2 0 日間

至 平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

第 3 諸般の報告

第 4 所信表明

第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 4 号 副町長の選任について

第 8 同意第 5 号 監査委員の選任について

第 9 同意第 6 号 公平委員会委員の選任について

第 1 0 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 1 議案第 6 2 号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定について

第 1 2 議案第 6 3 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 3 議案第 6 4 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 6 5 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 1 5 議案第 6 6 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 6 議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 1 7 議案第 6 8 号 町道の路線認定、変更及び廃止について

第 1 8 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 9 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第20 議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第21 議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
第22 議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第23 議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
第24 議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 | |
| 2 番 | 松 | 村 | 篤 | 郎 | 君 | |
| 3 番 | 原 | 田 | 寿 | 賀 | 美 | 君 |
| 4 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 | |
| 5 番 | 山 | 下 | 靖 | 夫 | 君 | |
| 6 番 | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 | 君 |
| 7 番 | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 | |
| 8 番 | 北 | 尾 | | 潤 | 君 | |
| 9 番 | 鈴 | 木 | 利 | 明 | 君 | |
| 10 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 | 君 |
| 11 番 | 東 | | ま | さ | 子 | 君 |
| 12 番 | 山 | 崎 | 裕 | 二 | 君 | |
| 13 番 | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 | |
| 14 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 | |
| 15 番 | 山 | 内 | 武 | 夫 | 君 | |
| 16 番 | 野 | 口 | 久 | 之 | 君 | |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君

副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めましておはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・原田寿賀美君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月24日までの20日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月24日までの20日間と決しました。

会期中の予定については、配付しております会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、同意第2号ほか19件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月29日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦勞さまですがよろしくお願いいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第４、所信表明》

○議長（野口久之君） 日程第４、所信表明を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日ここに、平成２５年第４回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

今期定例会は、私の二期目の任期が本格的にスタートする議会であります。今後の町政運営に取り組む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りたいと存じております。

まず、はじめに、私はこのたびの京丹波町長選挙におきまして、町民の皆様の厳粛な負託を受け、無投票当選の栄に浴し、今後４年間、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。今回の選挙は、無投票であり、私に対する町民の皆様方の期待は、これまで以上に大きく、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。合併後のまちづくりの真価が問われる今後４年間、私は初心に立ち返りまして、合併時に町民の皆様がひとしく希望された「合併してよかったと思える町」の実現に向け全力で取り組み、「未来への責任」を果たしてまいる所存であります。

それでは、私の町政運営にかかわる所信の一端を申し上げたいと思います。

京丹波町は、古くから交通の要衝として栄え、豊かな自然、地域文化、地場産品等多様な地域資源に恵まれた町であります。そして、この豊かな地域資源は、先人の弛まぬ努力によって完成しました畑川ダムにより、長年の懸案事項であった豊かな水を得、さらに、京都縦貫自動車道という大動脈を得ることによって、一層大きな付加価値が生まれようとしております。まさに、京丹波町は大きく変貌しようとしているということでもあります。

私は、この「時」を本町発展の千載一遇の好機と捉え、町民の皆様が自信と誇りをもって暮らすことができる、生き生きとした元気のある町を何としてもつくり上げたいと考えております。そのためにも、これまで取り組んでまいりました安心で活力のある愛あふれるまち

づくりを、より豊かなものとするために、五つの重要な政策を掲げ、これを着実に実行してまいりたいと考えております。

まず、1点目です。「教育」の振興であります。

教育環境の充実、ソフト面における「未来への投資」であります。人口減少社会を迎え、「安心」「活力」「愛」のある京丹波町の未来をつくるためには、町の財産である子ども達が明るく元気に成長してもらうことが何よりも大切であります。このため、現在、幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を確保するための「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けまして、「京丹波町子ども・子育て審議会」を設置して協議をいただいているところであります。

幼保一元化に向けた教育施設の整備をはじめ、小規模保育などの新たな地域型保育事業や放課後児童クラブ、さらには一時預かりなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援体制を構築し、子どもを生み育てやすい環境整備に努めてまいります。また、町内唯一の高校であります須知高等学校をはじめ、西日本で唯一の京都府立林業大学校、さらには、町内に立地しております京都大学大学院農学部との連携などにより、本町独自の特色ある教育のネットワーク化に取り組んでまいりたいと考えております。なお、通学路における児童・生徒の安全を確保するため、学校等と連携した安全指導をはじめ、見守り活動や道路交通環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

2点目は、「医療・介護・保健・福祉」の充実であります。

少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。このため、「ゆりかごから墓場まで」を実践目標としまして、住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。また、自己負担無料の各種の健康診査や予防事業の積極的な推進をはじめ、京丹波町病院を「私たちの町の私たちの病院」として、必要なときに必要な医療が受けられる在宅医療の充実など、一層の医療体制の向上を図ってまいります。

さらに、障害者支援では、相談支援事業の拡充を図ることにより、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めてまいります。

3点目であります。「安全」の確保であります。

近年、東日本大震災をはじめ、本町にも甚大な被害を及ぼしました今年9月の台風18号に伴う豪雨、また、伊豆大島で多くの方が犠牲となられた台風26号に伴う土石流、さらには、フィリピン・レイテ島ですさまじい被害が発生しました台風30号など、各地で大規模な自然災害が頻発しております。加えて、原子力防災対策や、今後発生が想定されておしま

す南海トラフ巨大地震への備えなど、あらゆる災害から住民の生命・財産を守るための消防防災体制の強化は喫緊の課題となっております。

このため、消防車両の計画的な更新をはじめ、移動系防災行政無線の整備、また、避難所用備品等の備蓄などを計画的に進めてまいります。さらに、自主防災組織の育成や避難所の耐震化を推進するとともに、避難訓練を積極的に実施してまいります。

4点目であります。「産業」の振興であります。

活力のあるまちづくりのためには、一層の産業振興対策が必要であります。畑川ダムによる新たな水源の確保と、平成26年度に全線開通が予定されております京都縦貫自動車道の完成を本町発展の原動力として企業誘致に積極的に取り組むとともに、地元企業や町関係施設の活性化を支援してまいります。

また、平成27年4月に開業予定の「（仮称）ハイウェイテラス・京たんば」を本町の新たな玄関口として、地域情報の発信や交流の場として積極的に活用するとともに、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導を図り、観光や産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

さらに、京都府立丹波自然運動公園施設の充実や、鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用などを進めてまいります。

5点目です。「農林業」の振興であります。

本町の基幹産業は農林業であり、活力あるまちづくりのためには農林業の振興は不可欠であります。このため、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進などに積極的に取り組んでまいります。特に、農産物の鳥獣被害は、農業者の営農意欲をそぐものであり、今後とも最重要課題として一層の被害防止と捕獲の強化を図ってまいります。

一方、本町は「食のまち」として、年々そのブランド力も高まり、「京丹波・食の祭典」の盛況にも見られるように、豊かな食や新鮮な農産物を求めて多くの方々が来町されております。今後、京都縦貫自動車道が全線開通いたしますと、一層多くの来町者が見込めるところであり、地産地消のシステムづくりとともに、本町の安全でおいしい農産物をさらに一手間かけまして、付加価値を高める6次産業化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、持続可能な循環型経済社会の構築のため、友好町として交流を深めております北海道下川町の循環型森林経営を本町にも取り入れ、木質バイオマス産業の育成及び森林資源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、5つの重点政策について申し上げましたが、これら施策の推進には健全財政の維持、確保が不可欠であります。本町の財政状況は、これまで積極的に取り組んでまいりました財政健全化対策の効果として、実質公債費比率や将来負担比率の大幅な改善が図れたところがあります。また、基金残高も事務の効率化や人件費の縮減などに努めた結果、平成19年度以降は、財政調整基金を取り崩すことなく順調に基金造成が進み、さらに、土地開発公社先行取得用地対策につきましても、平成27年度までの債務解消に向け、計画的な買い戻しが実施できております。

しかしながら、合併特例期間の終了が間近に迫る中、公共施設の老朽化に伴う更新費用も必要であり、一層の財政健全化が必要であります。今後とも、「最小の経費で最大の効果をあげる」といった財政効率化の原則に基づきまして、町民の皆様のご理解を賜りながら、限られた財源を有効かつ合理的に活用し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

また、そのためには、職員自らが常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、徹底した現場主義の下、幅広い視野で能動的に行動することが求められております。このため、日々切磋琢磨することはもちろん、公平公正で親切丁寧な対応に心がけ、やさしさとぬくもりを感じていただける役場づくりに一層努めてまいります。

以上、さまざまに申し上げましたが、これら諸施策の実現は私ひとりで成し得るものではございません。緊張感を持って誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様には、私の意のあるところをおくみ取りいただきまして、今後の町政運営に格段のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、町長就任の所信表明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で、所信表明を終わります。

《日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命について》

○議長（野口久之君） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命についてであります。現在教育委員長としてご活躍
いただいております十倉一昭氏の任期が12月11日に満了となり、今回の任期をもって退
任のご意向であります。

十倉氏におかれましては、平成21年12月から委員長職務代理者、平成22年12月か
らは教育委員長として、教育行政のさまざまな調整事項をはじめ、瑞穂地区の小学校統合事
業や学校給食センターの建設等に格別のご尽力を賜ったところであります。本町の教育の振
興、発展に多大なるご貢献を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

つきましては、新たな委員として京丹波町西河内にお住いの藤田道子氏を任命すること
について、同意をお願いしております。

藤田氏は昭和51年4月から本年3月までの37年間、小学校教諭、また教頭として学校
教育に携われ、豊富な知識と経験をお持ちであります。人格、識見とも高く、広く社会の実
情に精通され、今日的な教育課題にも適切に対応いただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして、補
足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条
第1項に基づきまして、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、
教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意
を得て、任命する」こととなっております。

また、任期につきましては4年で、定数は条例により6人となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町西河内雫矢24番地1

氏名 藤田道子 昭和30年9月14日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、藤田道子氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第2号の質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

《日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命について》

○議長（野口久之君） 日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 同意第3号 同じく教育委員会委員の任命についてであります。櫻井博規氏の任期が12月11日に満了となります。このため、引き続き任命することについて同意をお願いするものであります。

櫻井氏は社会福祉法人の理事長として活躍されております。福祉行政に深い識見をお持ちであるとともに、広く社会の実情に精通されまして、今日の教育課題に適切に対応いただいております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 同意第3号 教育委員会委員の任命につきましては、議案を朗読

させていただきます、補足説明とさせていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町三ノ宮小山35番地

氏名 櫻井博規 昭和47年9月6日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

櫻井博規氏のご経歴につきましても裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第3号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意第4号 副町長の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第7、同意第4号 副町長の選任についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、同意第4号 副町長の選任についてであります。畠中源一氏の任期が12月20日に満了となります。このため、引き続き選任することについて同

意をお願いするものであります。

畠中氏は、行政運営に豊富な知識と経験をお持ちであり、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚、誠実なお人柄から信望も厚く、本町のまちづくりにその手腕を遺憾なく発揮いただいているところであります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第4号 副町長の選任につきましては、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第4号 副町長の選任について

下記の者を京丹波町副町長選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下大久保久保地16番地

氏名 畠中源一 昭和24年3月25日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

畠中源一氏のご経歴につきましては裏面のとおりでございます。

まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第4号の質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 退席はいつされるんですか、本人さんは。

○議長（野口久之君） 退席はする必要はないということです。

山田君。

○14番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回副町長の選任が提案されておりますが、前期の町長の任期のときにゴルフ場の理事就任というのが明らかになりました。私どもは、そういう一企業の役員になるべきでないということを申し上げたんですが、その後そういうのを撤回されたりすることになっているのかどうか、引き続き理事として、町長の説明によりますとそういう監視をしたりするんだということもござい

ましたけど、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言ってもらったとおり、理事を退任するようという指導はしておりません。大変大事な町内での事業を実施している企業なので、情報がいち早く入ることは、私京丹波町の町政推進にプラスになってると信じてますので、そのようにご理解いただいたらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 太閤のカントリークラブの運営は、京丹波町の観光会社というのがつくられて、登記簿謄本、商業謄本あげますと、役員は一人だけということになっておりまして、ほかに理事会というのは設けられているということで、いわゆる法律上は何らその会社運営にかかわっていないと思うんですけども、あくまでもゴルフ場の運営にかかわる理事会という中の理事ということだと思うんですけども、町長が言われるように運営にかかわって、一定監視をしたりいろんなことが指導もできるんだというような話もあったわけですが、全く権限もないものなんですがそういう役割というのは果たせるのかどうか、あわせて伺っておきますし、今重要なそういう役割を果たすんだというような答弁もあったわけですが、そうしますと町内にあるいろんな企業に対してもそういうような考え方を持っておられるのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん、いろんなことをその時々判断しますが、今回は今おっしゃったとおり、法律的にはというよりいろんな意味でいうと、評議委員会みたいなものかなというふうにも受けております。いずれにしても、よい機会ですのでそういう理事会という名の運営について、経営は今おっしゃった役員さんがなさるんだと思います、責めを負われるのだと思います。その他理事会という名を称して、そして広く運営について地元の意見なんかを聴取されるという姿勢ですね、そういうことについて賛同して、私のほうからも理事になっていただいたいというふうに言ってますので、そのように理解していただきたいと思います。

その他については、その時々判断するというふうに理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） もう1点、伺っておきたいんですけども、副町長がそのゴルフ場の理事ということが明らかになった中で、町民の中からは、まさしくそのゴルフ場の広告塔に

なっておるんじゃないかと、京丹波町のナンバー２がそういう役員に入っていくということはそういうことにもなるんじゃないかと。実際に、そのゴルフ場の会報にもそういう形で載っておったわけでありますから、そういう指摘もあるわけでございますけども、そういう指摘に対して町長はどのように考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 別に太閤坦、名前変わってるかどうか知らないんですけど、太閤坦だけの役を引き受けてるんじゃないことはご承知ですね。その他にも全部役員として派遣しておりますのでね。そのように、太閤坦の広告塔として入ってるのでは決してない、ほかのゴルフ、プレーに関してのいろんな税収は多くあるわけで、そういうところには積極的にほかのゴルフ場についても取締役ないし監査役等が入ってもよいということであれば入ってるということであります。太閤坦だけ関与してるということではありませんので、町民の皆さんにはそのようにご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第４号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第４号 副町長の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（野口久之君） 起立、多数であります。

よって、同意第４号は原案のとおり同意されました。

《日程第８、同意第５号 監査委員の選任について～日程第２４、議案第７５号 平成２５年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第８、同意第５号 監査委員の選任についてから日程第２４、議案第７５号 平成２５年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第８、同意第５号 監査委員の選任についてから日程第２４、議案第７５

号 平成 25 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 同意第 5 号 監査委員の選任につきましては、船越肇氏の任期が 12 月 25 日をもって満了となります。今回の任期をもって退任のご意向であります。

船越氏には、平成 21 年 12 月から代表監査委員として、監査を通じまして適性な予算や事業の執行に誠心誠意ご尽力賜ったところであります。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、後任の委員として南丹市園部町小桜町にお住いの小畑圭一氏を選任することについて、同意をお願いしております。

小畑氏は、昭和 35 年から大阪国税局管内の税務署や大阪国税局に長くお勤めになり、退職後は税理士としてご活躍されております。人格高潔で、豊富な知識と経験をもとに職務を適切に行っていただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第 6 号 公平委員会委員の選任につきましては、片山確氏の任期が 12 月 25 日をもって満了となり、今回の任期をもって退任のご意向であります。

片山氏は、平成 17 年 12 月から公平委員会委員、また平成 18 年 2 月から平成 22 年 1 月までは委員長として南丹病院組合や船井郡衛生管理組合の公平委員もお務めいただいたところであります。ここに改めまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、後任の委員として京丹波町本庄にお住まいの片山俊明氏を選任することについて、同意をお願いしております。

片山氏は、和知町職員及び京丹波町職員として長くお勤めの後、現在は行政書士として活躍されているほか、京丹波町建設事業等監視委員会委員、行政相談委員、京丹波町身体障害者相談員、京丹波町介護保険事業計画策定委員会会長などをお務めいただいております。人格高潔で、人事行政に識見を有され、豊富な知識と経験をもとに職務を適切に行っていただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、杉本貢氏の任期が 12 月 25 日に満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

杉本氏は、広く社会の実情に精通され、豊富な知識と経験をもとに職務を適切に務めてい

ただけるものと思っております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます

次に、議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策等を定めるものであります。

議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い延滞金利率の引き下げや個人住民税における住宅ローン控除の延長など、所要の改正を行うものであります。

議案第64号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い国民健康保険税の課税の特例等について、所要の改正を行うものであります。

議案第65号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、延滞金利率の引き下げに伴い京丹波町督促手数料及び延滞金条例、また京丹波町後期高齢者医療に関する条例、及び京丹波町介護保険条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、町営住宅の入居者資格について、所要の改正を行うものであります。

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、グリーンランドみずほの指定管理者にグリーンランドみずほ株式会社を指定することについて、議決をお願いしております。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までといたしております。

議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止につきましては、京丹波町地域振興拠点施設及び京都縦貫自動車道丹波綾部道路の整備に伴いまして、曾根小山八代29番地4を起点とし、曾根小山八代42番地を終点とする延長366メートルを町道古墳公園北線として、また曾根深シノ52番地9を起点とし、曾根深シノ50番地6を終点とする延長581メートルを町道曾根深シノ線として路線認定を行うほか、町道古墳公園線及び町道古墳公園西線の起点、終点の変更及び町道古墳公園南線を廃止するものであります。

次に、議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額121億2,750万円に、今回7億6,350万円を追加し、補正後の額を128億9,100万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、台風18号の豪雨による災害の本格復旧に要する費用のほか、経費の

確定や事業の進捗に伴う精査を加える中で新たな財政需要を勘案しつつ、編成したものであります。

主な補正内容であります。総務費では選挙費において京都府知事選挙執行事業としてポスター掲示場の設置費等に695万1,000円を計上しております。

民生費では、障害者自立支援事業に3,051万2,000円の追加をお願いしております。障害者福祉サービスにおける生活介護の日中活動系サービスの増加に対応するものであります。

また、災害救助費では、今回災害見舞金支給事業として61万円を計上し、台風18号の豪雨により床上浸水の被害に遭われた世帯等に見舞金を支給することといたしております。

次に、衛生費の清掃費では、台風18号による災害廃棄物の処理に要する費用としまして315万円、し尿処理に要する費用として26万5,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業振興事業として台風18号により被害を受けた農業生産施設等の復旧事業補助金に424万円を計上したほか、京力農場プラン事業として農事組合法人京丹波ほたるの里が導入されるコンバインの補助に462万2,000円、明日のむら人移住促進事業として空き家を活用した都市部からの移住促進のための住宅改修補助等に380万円を計上しております。

また、農地保全事業には、台風18号により被災した農地等の復旧事業補助金として5,940万円の追加をお願いしております。

次に、土木費です。道路橋梁維持管理事業として、道路排水施設や路面、路肩の修繕に要する費用として1,300万円を追加するほか、道路新設改良事業では、国の社会資本整備総合交付金の内示による事業の見通しや蒲生地区の排水路工事の事業化などにより1億1,698万2,000円を追加お願いしているところであります。

また、住宅費では、地域再建被災者住宅等支援補助金事業として、台風18号の豪雨により床上浸水の被害に遭われた17世帯への補助金として850万円を計上したところであります。

次に、災害復旧費であります。農地・農業施設災害復旧事業では補助災害復旧工事として農地11カ所、農業用施設15カ所の工事費に7,200万円、林道災害復旧事業では補助災害分として57カ所の工事費に1億2,900万円と、単独災害分として115カ所の工事費に4,700万円の追加をお願いしております。

また、河川等災害復旧事業では、補助災害復旧工事として河川66カ所、道路16カ所の工事に2億8,395万円の追加をお願いしております。

一方、歳入につきましては、災害関連の国庫、府支出金、地方債を主なものとして関連する財源の精査、調整を行い編成したものであります。

議案第70号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額21億1,752万7,000円に143万9,000円を追加しまして、補正後の額を21億1,896万6,000円とすることをお願いしております。

一般被保険者の療養費の伸びに伴い、療養給付費との予算組みかえを行うほか、国保資格喪失者に係る保険税還付金等を計上したものであります。

議案第71号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額20億3,946万2,000円から2,552万4,000円を減額しまして、補正後の額を20億1,393万8,000円とするものであります。

主に、居宅介護サービスの事業量の増加と施設介護サービスの事業量の減少に伴う保険給付費の精査を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定では予算額の増減はございませんが、一般管理事業として介護療養型老人保健施設運営事業との間において、需用費等の予算の組み替えをお願いしております。

議案第72号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額13億4,520万円に2,098万円を追加しまして、補正後の額を13億6,618万円とすることをお願いしております。

上水道事業における上豊田瑞穂中央送水管の実施設計業務をはじめ、簡易水道事業における西部低区配水池の用地購入費等を計上したものであります。

議案第73号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9億7,900万円から31万6,000円を減額し、補正後の額を9億7,868万4,000円とするものであります。

農業集落排水事業における市森処理場解体に伴う補助金返還金の減額が主なものであります。

議案第74号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額655万4,000円に98万2,000円を追加しまして、補正後の額を753万6,000円とするものであります。

質志地内の立木補償費の計上が主なものであります。

議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）では、収益的収支に24万円を追加し、補正後の額を9億2,074万円とすること、また資本的収支に

525万円を追加し、補正後の資本的収入を1億6,968万4,000円、資本的支出を1億8,299万3,000円とすることをお願いしております。

収益的収支では5団体から受け入れました台風18号の災害見舞金を消耗備品費に充当するほか、給与費等について予算の組み替えをお願いしております。資本的収支においては、和知歯科診療所にスプリンクラーの設置を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いをいたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第5号の補足説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、決算審査、月例出納検査、あるいは直接請求に係る事務監査、議会の要求による事務監査、また住民監査請求に係る監査等が規定をされているところでございます。さらに、地方財政健全化法による健全化判断比率の審査も行っていくこととなっております。

なお、識見を有する者のうちから選任する委員の任期につきましては、4年となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。

同意第5号 監査委員の選任について

下記の者を京丹波町監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

識見を有する者

住所 京都府南丹市園部町小桜町133番地10

氏名 小畑圭一 昭和15年8月12日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、小畑圭一氏のご経歴につきましては裏面のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同意第6号の補足説明を申し上げます。

公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっております。委員の選任につきましては、同条第2項の規定により、「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する」こととなっております。

主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決または決定をしていただくことなどが主な職務となっております。任期につきましては4年となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。

同意第6号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町本庄庄垣10番地2

氏名 片山俊明 昭和25年10月3日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、片山俊明氏のご経歴につきましても裏面に記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） それでは、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年、現在旧町単位に1名ずつ、計3名の委員にお世話になっております。今回、本年12月25日任期満了となります丹波地域の杉本貢氏を再任することについて、

ご同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第7号を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町市森清水25番地

氏名 杉本貢 昭和18年5月28日生

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、職歴等につきましては裏面に記載のとおりでございます。

簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第62号 京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、補足説明を申し上げさせていただきます。

まず、条例制定の経過等でございますけれども、犯罪の被害者につきましては、通り魔殺人などある日突然犯罪によって家族を失ったり、障害を負ったりという直接的な被害に加えまして、その後の心身の不調でありますとか精神的な被害、経済的な問題、また住宅、就労、法律問題、あるいは風評といったさまざまな問題を抱えるということになります。

このため、平成16年には犯罪被害者支援法という法律が制定されまして、国におきましては犯罪被害者の給付金の制度の拡充などの施策を講じておるところでございます。また、この法律には地方公共団体の役割といたしまして、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務がうたわれておることとございまして、京都府内の市町村におきましても、このため順次条例を制定し、相談窓口の設置でありますとか、見舞金支給などの施策を実施してきているという状況でございます。

そうした中で、今回本町におきましても条例を制定いたしまして、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、本町における具体的な支援策等を定めまして犯罪被害者等が受けた被害の回復、及び軽減を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容でございますけれども、まず第1条につきましては、目的規定でございまして、これにつきましてはただいま申し上げたとおりでございます。

第2条では、この条例に用いる用語について定義をしております。特に、この条例の対象

となる犯罪被害者等につきましては第2号において規定をしておりますけれども、犯罪等により被害をこうむった者及びその家族または遺族ということにしております。

第3条の基本理念につきましては、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく行われるものとし、支援につきましては犯罪被害者等の名誉または生活の平穏、または個人情報の取り扱いに最大限配慮して行わなければならないことを定めております。

次に、第4条の町の責務でございますが、町は基本理念にのっとり支援のための施策を関係機関と連携、協力して実施すること。

そして、第5条の町民等の責務におきましては、町民等は犯罪被害者等の名誉、または生活の平穏に十分配慮し、町や関係機関が実施する施策に協力することを定めております。

そして、第6条で犯罪被害者等への支援を定めておりまして、町は犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、または関係機関等との連絡調整を行うものとし、第2項でそのための総合的な窓口を設置すること。

また、第3項では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために見舞金を支給することができる旨を定めておるところでございます。

さらに、第4項では、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対しまして、一時的な利用のための住居の提供等を行うことができることを定めておるところでございます。

なお、第7条におきましては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合を定めておりまして、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した、過度の暴行であるとか脅迫等そういった誘発したような場合につきましては、支援を行わないことができるということを定めております。

そして、第8条では、広報及び啓発に努めることを定めまして、第9条ではそのほか必要な事項は別に定めるということで、窓口の設置でありますとか、見舞金支給については別途定めるということとしております。

最後に附則でございますが、この条例につきましては議決をいただきましたら、来年の1月3日から施行することとしております。これは、見舞金要綱との関係がございまして、親族関係間での犯罪被害による見舞金につきましては、支給しないことができることとしておりますが、配偶者暴力防止法に規定する被害者はこの限りでないということとしております関係から、この配偶者暴力防止法の一部改正が現在行われておりまして、これが1月の3日に施行されるということから、同じ日から施行するということとさせていただいたところで

ございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 議案第63号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、施行されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

施行期日を本年4月1日とする必要のある関係部分につきましては、専決処分の措置をさせていただきますまして4月の第1回臨時会においてご承認をいただいたところでございまして、今回につきましては施行日が未到来の部分につきまして、ご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法の改正の概要について、ご説明を申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、成長による富の創出の好循環を実現する観点から、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例の拡充などの金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障、税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充、並びに東日本大震災に係る復興支援税制の改正、あわせて延滞金の利率の見直しなど、納税環境の整備が行われたものでございます。

それでは、税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表及び本日配付をさせていただきました資料、あわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の1ページ、本則の部分、第4条京丹波町行政手続条例の適用除外につきましては、これまでから税条例に基づく許認可等の拒否をする処分、不利益処分等の場合におきましては、おおむねその理由を付記しておったところでございますが、今回改めて行政手続条例の規定に基づきまして、理由を付記することを条例に明記するものでございます。施行日は平成26年1月1日でございます。

次に、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、特別徴収対象者の除外規定を削除するものでございます。これは、町民税の納税義務者が賦課期日以降に町外に転出された場合、特別徴収から納付書などによる普通徴収に切りかえていたものを、年金所得者の納税利便を図るため引き続き年金からの特別徴収を継続するものでございます。

第47条の5、年金所得に係る仮徴収特別徴収税額等につきましては、新旧対照表2ページ、それから資料の1番のところをごらんいただきたいと思います。

現行の制度では、医療費控除などの適用状況によりまして、年税額に変動が生じた場合、本徴収額と仮徴収額の不均衡が翌年度以降も解消されない状況となっております。参考資料 1 のとおり、仮徴収額を前年度の本徴収額から年税額の 2 分の 1 に変更することにより、本徴収額と仮徴収額の平準化を図るというものでございます。施行日は平成 28 年 10 月 1 日でございます。

続いて、3 ページから 4 ページ、それから資料の 2 をごらんいただきたいと思います。

附則第 3 条の 2、及び第 4 条でございます。これは、現在の金利の状況に合わせまして、町税に係る延滞金の割合を見直すものでございます。

資料の 2 番の表をごらんいただきたいと思います。

本則の 14.6%と特例の割合、右側の旧のところですがけれども、4.3%を新の表に示す割合に見直すものでございます。

14.6%の割合とされている延滞金につきましては、特例基準割合に 7.3%を加算した割合、本則で 7.3%の割合とされている延滞金につきましては、現行の 4.3%を改め、特例基準割合に 1%を加算した割合、または特例基準割合とさせていただくものでございます。

ここでいう特例基準割合につきましては、表の米印にもお示ししておりますとおり、財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年 1%を加算した割合をいうもので、市場の金利の状況、平成 24 年 10 月から平成 25 年の 9 月までの状況で試算いたしますと、その平均金利が 0.9%となるようでございます。平成 26 年分の特例基準割合を試算するととなりますと 0.9%足す 1%で、特例基準割合は 1.9%となるということになります。したがって、本則部分 14.6%の延滞金につきましては、特例基準割合 1.9%に 7.3%を加算した割合、すなわち 9.2%、14.6%から 9.2%と、現行の割合と比較しますと 5.4%低くなるということとなります。施行日は平成 26 年 1 月 1 日でございます。

続いて、5 ページから 6 ページ、あわせて資料の 3 番をごらんいただきたいと思います。

附則第 7 条の 3 の 2、住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除の適用がある方のうち、国の所得税から税額控除し切れなかった額を個人の住民税から控除する制度につきまして、消費税増税に対する影響を緩和するため、適用期間を延長し、控除限度額を拡充するものでございます。資料の 3 の表に示すとおり、適用期間を平成 29 年 10 月まで 4 年間、延長すると。

それから、控除限度額を 9 万 7,500 円から 13 万 6,500 円に拡充するものでございます。

この改正とあわせまして、附則第 23 条に、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例につきましても、改正をさせていただくものでございます。施行日につきましては、平成 27 年 1 月 1 日となります。

7 ページ、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合についてでございます。公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものでございまして、下水道除害施設に係る償却資産の課税標準額を 4 分の 3 に軽減するものでございます。

同じく 7 ページの附則第 16 条の 3 から 31 ページ第 20 条の 2 につきましては、個人投資家の積極的な金融市場への参加を促し、多様な金融商品に投資しやすい納税環境整備を行うものでございます。

まず、7 ページからの第 16 条の 3 につきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税につきまして金融所得間の課税方式を均衡化するため、国債や地方債などの特定公社債の利子所得を加え、上場株式譲渡所得との損益通算を可能とするというものでございます。

それから、11 ページからの第 19 条につきましては、上場株式等以外の一般株式等に係る譲渡所得等に対する課税の特例を定めたものでございまして、続いての 13 ページからの第 19 条の 2 につきましては、新たな規定をおき上場株式等の譲渡所得等に係る特例について定めるものでございます。

これら、以上につきましては、株式等に係る譲渡所得につきまして一般株式等と上場株式等に係る譲渡所得等の組みかえを行い、それぞれ分離して損益通算とするものでございます。

13 ページからの関係につきましては、主に規定を削除すると、課税標準の計算の細目を定めるものでございますことから、規定を削除するというものでございます。施行日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日でございます。

31 ページからの第 22 条の 2 につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例につきまして、相続人に対しましても被相続人の所有日から所有したものとみなして、長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることとする措置を講じるものでございます。平成 25 年 1 月 1 日以降の土地の譲渡に適用するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第 64 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、今年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものがございます。

４月１日に改正が必要であった特定継続世帯に係る平等割の軽減措置に係る部分につきましては、専決処分をさせていただき既にご承認をいただいたところでございますが、法改正項目の中で今後施行されるものとあわせまして、平成２５年６月１２日に地方税法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものについて、提案させていただくものでございます。

このたびの地方税法の改正による制度改正といたしましては、さきの税条例の説明と重なりますが、成長と富の創出の好循環を実現するとの観点から、金融、証券税制の改正が行われたところでございまして、国保税の所得割の算定基礎額を算出するのに関連がございますので、必要な改正を行うものです。

条例改正の具体的な内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

最初に、第１条関係では、国保税条例附則第１７項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、地方税法附則が改正され、東日本大震災により滅失した家屋の土地を譲渡した際の地方税法の特例について、一定の条件のもとで土地を相続した人が譲渡した場合にも特例を適用することになることから、引用している条項にずれが生じますのでそれを改正するものでございます。平成２６年１月１日からの施行となっております。

次に、第２条関係では、附則第５項においては、地方税法の附則の改正により金融所得税の課税において、これまでの上場株式等の配当所得に加え、特定公社債等の利子所得等も損益通算が可能とされますので、国保税の算定基礎額についても同様に算出することになることから、配当所得等と表記を改めるものでございます。

次に、附則第８項、第９項では、地方税法附則におきまして、一般株式等と上場株式等にわけた規定となりますので、国保税条例においても区分して規定することとし、その引用する法律条項等を整理するものでございます。

なお、第９項につきましては、改正前の規定については今回の改正により削除となるものですので、第９項を全部改正することにより新たな読みかえ規定を定めることとしております。

改正前の第１０項、第１１項及び第１３項をけずり、条項の繰り上げを行うこととしております。

繰り上げにより第１３項となります条約適用、配当等に係る国民健康保険税の課税の特例

についても、特定公社債等の利子所得等が追加され、あわせて損益通算を行うことから、規定の整理を行っております。

最後に、附則第 17 項をけずり、第 18 項、第 19 項を繰り上げることといたしております。

なお、今回の一部改正条例におきまして削除する規定につきましては、総務省自治税務局長通知において、単に課税標準の細目を定めた条文であり、国保税に関する条例の中で独立した規定をおく必要はないとされたことから、見直しを行うものとしております。

以上、第 2 条関係の施行日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日からの施行とし、平成 29 年分の賦課から改正後の規定を適用することといたしております。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） それでは、議案第 65 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の関係条例の整備をすることについての法的根拠でありますけれども、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項におきまして、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときには、期限を指定して督促しなければならないとされており、同第 2 項ではこの歳入の督促をした場合には、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができると規定されております。

さらに、第 4 項におきまして、徴収金の徴収は地方税の例によるということが定められておりますことから、今回町税との不均衡や納付者への不利益処分とならないよう地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、税以外の公法上の収入金などの延滞金の割合の特例について、税条例の改正と同様、地方税法の例により関係条例の整備を行うものでございます。

まず、新旧対照表、1 ページ、第 1 条関係、京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部改正についてでございます。

本条例では、税以外の公法上の収入金の延滞金についての規定を定めております。第 4 条にこれまで規定されていなかったうるう年の規定を追加し、旧条例第 5 条の徴収方法につきましては、地方自治法で地方税の例によるということが定められておりますことから、今回整理をさせていただくこととしております。

2 ページ、附則第 2 項は、町税の延滞金の割合の特例と同様の改正を行うものでございま

す。具体的には、税条例の改正でもご説明させていただきましたとおり、14.6%の割合につきましては特例基準割合に7.3%を加算した割合に、7.3%の割合につきましては特例基準割合に1%を加算した割合とさせていただくものでございます。

3ページの第2条関係、京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、旧条例の第5条及び第6条で、本条例独自で保険料の督促手数料と延滞金の規定を定めておりましたが、高齢者の医療の確保に関する法律、第113条で市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収猶予した一部負担金、その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とするということが規定されておりまして、今回の改正にあわせまして、町の公法上の収入金と同様の取り扱いとして、京丹波町督促手数料及び延滞金条例の例によるものとさせていただくものでございます。

続いて、5ページ、第3条京丹波町介護保険条例の一部改正につきましても、介護保険法第144条で、市町村が徴収する保険料、その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とするというふうに規定されておりまして、後期高齢者医療と同様京丹波町督促手数料及び延滞金条例の例によるということとさせていただくものでございます。

なお、いずれの一部改正につきましても税条例の改正にあわせまして、平成26年1月1日から施行するという事としております。

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩いたします。10時45分まで。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第66号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が本年7月に公布され、平成26年1月3日より施行されることに伴い、本条例における関連する入居者の資格条件の一部を改正し、対象となる単身入居者に対して配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護を行うため、同居親族要件が課されない対象の拡大を行うため、所要の改正を行うものです。

法律改正につきましては、交際相手からの暴力が社会問題となっており、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても配偶者からの暴力と同様の事情があることから、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて配偶者暴力防止法の対象とするため、題名改正とあわせて新たに補足として第 28 条の 2、法律の準用条項が加えられたものです。

議案書の 3 枚目の新旧対照表をごらんください。

第 6 条入居者の資格について、旧の第 2 項 8 号中 1 行目の下線部分については、関連する法律の題名が改正されたことに伴い、引用する法律名にしたがい、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と改正するものです。

同号、3 行目の下線部分につきましては、被害者すなわち配偶者からの暴力を受けた者に加えて、改正法の準用条項である第 28 条の 2 に規定する、関係にある相手からの暴力を受けた者として改正し、さらに同号、ア及びイについてもそれぞれ改正法の準用条項を加えることとして整理をお願いするものです。なお、施行日につきましては、平成 26 年 1 月 3 日としてお願いしております。

以上、簡単ではございますが、議案第 66 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第 67 号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

今回提案させていただきますグリーンランドみずほは、スポーツの振興と生涯学習の推進を目的に昭和 59 年度から順次整備が進められ、運動施設や宿泊施設、また商業施設が一体となった複合施設として今日まで多くの皆様にご利用をいただいている施設であります。

本施設の管理につきましては、平成 18 年 9 月から指定管理者制度を導入し、グリーンランドみずほ株式会社が指定管理者として平成 21 年度までの約 3 年間、さらに平成 21 年度から 5 年間指定管理者として管理をいただいております、今年度末をもって指定期間が満了するものでございます。

京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第 5 条第 1 項第 3 号の施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるときの規定を適用し、継続して効果的な住民サービスの向上、また利活用を図るため、現行の管理運営実績や技術の蓄積、地元雇用の確保等総合的に検討する中で、引き続きグリーンランドみずほ株式会社を指定管理者に指定することについて、ご審議をお願いするものであり

ます。

指定管理の対象は、多目的グラウンドやホッケー場、グラウンドゴルフ場などのスポーツ施設、またコテージやガーデンロッジなどの宿泊研修施設、そして道の駅、レストランなど附帯施設を含む14施設で、延べ面積全面積で14万1,715平方メートルでございます。運動施設のみの提供ではなく、地元特産品の直売や食事、また宿泊の提供なども行い、地元の皆さんはもちろんのこと近隣市町村の方々など幅広いご利用をいただいている総合施設となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6号の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求める。

記

1. 施設の名称 グリーンランドみずほ

2. 指定管理者 京都府船井郡京丹波町大朴皿引1番地4

グリーンランドみずほ株式会社

代表取締役 畠中源一

3. 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月5日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

以上、議案第67号の補足説明とさせていただきます。審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは続きまして、議案第68号 町道の路線認定、変更及び廃止について、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、町長より説明がありましたとおり、京丹波町地域振興拠点施設及び京都縦貫自動車道丹波綾部道路の整備に伴い、関連する町道路線の認定、変更及び廃止が必要となったことに伴い、2路線の認定、2路線の変更、1路線の廃止について、お願いをするものでございます。

それでは、議案書の2枚目の箇所図をご確認ください。

図面上側が丹波綾部道路であり、左が丹波インターチェンジ方面でございます。図面中央部が地域振興拠点施設、図面下側が府道桧山須知線として図面のほうに配置しております。

青色で着色いたしました既存路線であります古墳公園線が、施設の整備に伴い変更が必要となることから、緑色で着色しております2路線について新たに路線認定をお願いするものです。

一つ目の箇所図右下にあります古墳公園北線については、古墳公園西側の府道桧山須知線交差点を起点としまして、今回あわせて変更をお願いする古墳公園線に接続する延長366メートルの路線として認定をお願いし、二つ目の箇所図左側にあります曾根深シノ線につきましては、古墳公園東側の府道桧山須知線交差点を起点といたしまして、丹波綾部道路の下を横断し、新たに整備される木出し道路との交差点までの延長581メートルの路線として認定をお願いするものでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、施設整備に伴いまして既存の路線であります古墳公園線の変更が必要となるため、赤色で着色しておりますとおり、古墳公園北側の府道桧山須知線交差点を起点として、整備中の地域振興拠点施設駐車場までを新たなアクセス道路として利用するためのルートとして、起終点の変更を行い、延長440メートルの路線として変更認定についてお願いをするものでございます。

次に、議案3枚目の箇所図をごらんください。

青色で着色しております既存路線の古墳公園西線につきましては、変更前の古墳公園線を起点といたしまして南側の山林方向へ延長する路線でありましたが、大部分が丹波綾部道路の整備計画敷地内となるため、連絡する既存路線である紫色で着色しております古墳公園南線との統合を行うこととし、終点部分の変更を行い、赤色着色のとおり、延長252.6メートルの路線として変更をお願いするものです。

また、古墳公園西線の変更により、既存路線であった紫色で着色しております古墳公園南線につきましては、路線廃止としてお願いするものです。

なお、本議案においてお願いしております路線認定、変更、廃止につきましては、国土交通省や京都府道路公社との調整によるものであり、京丹波町地域振興拠点施設周辺の道路利用者の円滑な通行の確保が図れるものと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは続きまして、議案第69号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に7億6,350万円を追加し、補

正後の額を128億9,100万円とすることについて、お願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、台風18号の豪雨による災害の本格復旧に要する費用のほか、経費の確定や事業の進捗に伴う精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書により説明をさせていただきたいと思っております。

6ページの第2表、債務負担行為の補正をお願いいたします。

事項といたしましては、子ども・子育て支援制度システム改修事業でございますが、これにつきましては現在平成27年4月からの幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を確保するための子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところでございますが、その新制度に対応した入所管理や保育料等の管理システムにつきまして、本年度と26年度の2カ年で整備をするということといたしておりまして、25年度には主にシステム設計に係る分析を行いまして、26年度にそのシステム構築をするということとしておりまして、26年度に必要となる経費109万円につきまして、債務負担行為を設定をさせていただくというものでございます。

次に7ページでございますが、第3表、地方債の補正でございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書の10ページに町債ということでご確認をいただきたいと思っておりますが、まず合併特例事業債につきましては4,970万円を増額をさせていただいております。

これにつきましては、畑川ダム関連整備事業が3月の経済対策に係る補正予算の繰越予算、いわゆる地域の元気づくり交付金によりまして実施をできましたことから、当初予定しておりました1,490万円を減額いたしておりますのと、今回新たに蒲生地区の排水路整備でございますが、町道蒲生野高原東西線改良事業分といたしまして6,460万円を借り入れることとしておりまして、その差し引き額でございます。

次に、過疎対策事業債におきましては5,280万円の増額といたしております。国の社会資本整備総合交付金の内示に伴いまして、道路改良事業の見直しを行ったことによる増額が主な内容となっております。

次に8ページの災害復旧事業債でございます。

2億6,000万円を計上させていただいております。今回の災害復旧に係る補正予算の財源といたしまして、国庫補助金や受益者分担金等を除きまして、それぞれの充当率により計上をさせていただいたものでございます。

なお、現在のところ国庫補助率につきましては、災害の査定前というふうなことでございますことから、暫定の補助率で計上しておりますので、したがいましてその分起債の予定額が幾分膨らんだ形となっておりますけれども、年度末に精査を行うということとしておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

これによりまして、補正後の発行額につきましては3億6,250万円増額の15億2,330万円となりまして、うち交付税の算入額につきましては約80%の12億1,400万円余りとなるところでございます。

次に、補正予算の表立った項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の11ページをお願いをしたいと思います。

まず、歳出からでございますが、総務費の最下段の諸費でありますけれども、修繕料128万1,000円を計上しております。これは、次のページを見ていただきますと、事業項目ということで左側に書いておりますけれども、グリーンランドみずほの管理運営事業分でございます。人工芝ホッケー場に埋設をしております散水栓が破損をしております。これによりまして人工芝も隆起をするといった支障が出ておりますことから、これを修繕するものでございます。なお、人工芝ホッケー場につきましては、平成8年度に整備をしたもので、17年が経過をしております。さまざまな修繕が必要となっておるという状況でございます。

次に、同じく諸費で、犯罪被害者等見舞金支給事業といたしまして30万円を計上しております。これにつきましては、先ほど議案第62号で京丹波町犯罪被害者等支援条例の制定をお願いをしたところでございますが、その中で犯罪被害者等への支援策として、経済的負担の軽減を図るために見舞金の支給を規定をしているということでございます。その内容につきましては、条例をお認めいただいた後に別途見舞金の支給要綱を定めることとしておりますが、京都府内の他市町村と同様に遺族見舞金として30万円、障害見舞金として10万円を予定しておりますことから、あつてはならないことでございますけれども、予算といたしましては高額のほうの30万円を計上させていただいたところでございます。

次に、13ページ、選挙費でございますが、26年4月15日に任期満了いたします京都府知事選挙の執行事業といたしまして、期日前投票に係る報酬でありますとか、ポスター掲示板等の費用として695万1,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、14ページの下段の民生費でございますが、障害者自立支援事業といたしまして3,051万2,000円の追加をお願いしております。障害福祉サービスにおける食事、あるいは入浴、排せつなどの生活介護等の日中活動系サービスというものの増加に対応するもの

でございます。

次に、１６ページの下段、災害救助費でございますが、災害見舞金支給事業といたしまして６１万円を計上しております。説明にもございましたが、台風１８号の豪雨により床上浸水の被害に遭われた世帯等に見舞金を支給するということとしておりまして、これにつきましては災害見舞金支給要綱を配布をさせていただいておりますが、今回新たに要綱を制定させていただきまして、火災も含めまして災害に対するお見舞いをさせていただくということとしたものでございます。

台風１８号での床上浸水の被害に遭われた１７世帯に１世帯あたり３万円、それから火災の関係におきましては、今年は住宅火災はゼロでございますが、今後とも発生しないことを願うものでございますけれども、予算といたしましては住宅の全焼につきまして１件分の１０万円を計上させていただいたところでございます。

次に、１８ページでございますが、衛生費の清掃費でございます。塵芥処理費の衛生管理組合事業といたしまして３１５万円を計上しております。台風１８号による災害廃棄物の処理に要する費用でございますが、本町分といたしまして約６０トンの災害ごみを処理したところでございます。

また、次のし尿処理事業２６万５，０００円につきましては、衛生管理組合条例に基づきまして、台風１８号の浸水によるくみ取り手数料を減免した３３件分について負担をするというものでございます。

次に、農林水産業費の下段でございますが、農業振興事業として４２４万円を計上しております。これにつきましては、台風１８号により被害を受けた農業生産施設等の復旧事業に係る補助金ということでございますが、京都府の新規事業、補正予算に基づく事業ということでございまして、野菜パイプハウスの復旧でありますとか、今後の生産確保につながる取り組みを支援するというものであります。内容といたしましては、数事業にわかれておりまして、野菜パイプハウスの復旧、水田の土壌改良剤の購入費の補助、あるいは、黒大豆・小豆の病害防除の薬剤購入補助、野菜、農薬、種苗等のまき直しの経費の補助といった内容にわかれておりまして、補助率は事業によりまして４０％から６０％となっておるところでございます。

次に、事業項目を一つ飛ばしまして、京力農場プラン事業７３万８，０００円でございますが、この事業につきましては昨年度から実施しております京都府の事業でございますけれども、計画に沿って農地の集積に協力をする農地所有者に交付金を給付する農地集積協力交付金ということで、説明欄に書いておりますが２２０万円、それから、集落営農発展型農

場づくり事業補助金といたしまして、京丹波ほとるの里が導入をされますコンバインに対する補助金に４６２万２，０００円を計上しておるところでございます。

また、上側になりますが、農地の集積の促進のために旧町ごとに１名の委員さんを設置するための賃金といたしまして５７万６，０００円を計上させていただいております。

次に、事業項目の最下段でございますが、明日のむら人移住促進事業でございますが３８０万円を計上しております。これにつきましては、京都府の新規事業であります。過疎、高齢化の進む地域の人材不足に対応いたしまして、農山漁村への関心が高い若年層を中心とした都市住民の移住受け入れ体制を整備するというものでございます。このため、移住を推進するための受け入れ組織づくりでありますとか、空き家の改修経費を支援するものでございます。

内容といたしましては、移住促進住宅整備事業といたしまして、入居後１年以内の住宅改修補助金といたしまして１８０万円の２地区で３６０万円、それから空き家の流動化対策事業といたしまして空き家を売却する際の所有者への補助金、これは家財道具の持ち出しなどの経費に対応する部分ということでございますが、１０万円の２地区ということで２０万円を計上させていただいております。

次に、１９ページでございますが、農地費で農地保全事業といたしまして５，９４０万円を計上させていただいております。これにつきましては、農業用水路とか農道等の修繕を受益者が行う場合に、９０％の補助率を適用することとさせていただきまして、件数につきましても９月の補正段階の１５０件から３５０件に増加をしたということでございまして、その不足分を計上させていただいたところでございます。

次に、２０ページでございますが、商工費の観光費でございますけれども、鍾乳洞公園管理運営事業といたしまして２８１万６，０００円を計上しております。これにつきましては、夏場の入園者数の大幅な増加に伴いまして、管理委託をしております地元の協力会への維持管理委託料を１９１万３，０００円増額をいたしますのと、公園施設整備工事といたしまして水道の取水ポンプの故障に伴う取りかえ工事費として９０万３，０００円を計上させていただいたところであります。

次に、最下段でございますが、土木費の道路橋梁維持管理事業に１，３００万円を計上しております。これにつきましては、道路排水施設でありますとか、路面の部分舗装、わだち等の修繕など、地元の要望に対応した事業の経費として追加をさせていただくものでございます。

次に、２１ページの道路新設改良事業でございますが１億１，６９８万２，０００円の追

加をお願いしております。国の社会資本整備総合交付金の内示による事業の見直しや、蒲生地区の排水路工事の事業化などを盛り込んでおるところでございます。

特に、丹波PAの整備につきましては、事業費で1億1,050万円の増額計上としておりますのと、単独事業といたしましては、先ほど申しました蒲生地区の治水対策といたしまして6,800万円を計上させていただいておりますほか、蒲生野南北線の排水工事に1,000万円、院内・上豊田排水路工事の実施設計等に890万円をそれぞれ増額計上させていただいたところでございます。

なお、負担金補助及び交付金で、藤ヶ瀬大郷線道路橋梁改良負担金の1,000万円減額しておりますのは、京都府との協議の中で来年度施工となったことによるものでございます。

次に、22ページでございますが、水資源開発対策費のダム関連対策事業で4,700万円を減額しておりますが、これにつきましては起債のところでは申し上げましたが、3月の補正予算で計上した国の緊急経済対策による地域の元気臨時交付金事業において執行することができたために、減額をさせていただいております。

次に、23ページでございますが、住宅費の事業項目の二つ目の地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業として850万円を計上しております。これにつきましては、資料をお配りしておりますけれども、台風18号の豪雨の災害によりまして床上浸水の被害を受けた17戸を対象に、1戸当たり50万円の補助金を計上させていただいたものでございます。

この補助金につきましては、新聞報道もされていたところでございますが、今回の台風18号の被害で被災者再建支援法という法律が適用されない市町村に対しまして、京都府が独自支援策として実施をするというものでございます。これにつきましては、町も3分の1を負担をすることになっております。なお、補助対象額につきましては、再建経費の3分の1となっておりますが、床上浸水の場合につきましては、かかった費用が50万円以上であれば50万円が補助されるということになっておりまして、50万円以下につきましてはその全額が補助されるということになっております。

次に、ページを飛ばしていただきまして、26ページをお願いいたします。

災害復旧費でございますが、台風18号被害の本格復旧に係る経費ということで計上させていただいております。まず、農地・農業施設災害復旧事業であります。7,250万円を計上しております。今回補助災害分ということで、国の補助金を受ける災害分でございますが、農地災害復旧工事が11カ所で1,600万円、農業用施設災害復旧工事が15カ所で5,600万円を計上しております。

次に、林道災害の復旧事業では1億7,650万円を計上しております。補助災害分とし

て57カ所で1億2,900万円を計上したほか、単独災害分といたしましては115カ所の災害復旧工事に4,700万円の追加をお願いさせていただいております。

次に、公共土木分といたしまして、河川等災害復旧事業には2億8,395万円を計上させていただいております。補助災害分といたしまして、河川66カ所、道路16カ所分を計上したものでございまして、河川の被災延長につきましては1,631メートルに及ぶということで、道路延長につきましては185メートルということで見込んでおるところでございます。

次に、歳入の関係でございますけれども、戻っていただきまして、3ページをお願いをしたいと思います。

まず、町税の関係でございますが、固定資産税につきましては家屋で449万1,000円の増額となっております。償却資産では1,317万1,000円を増額といたしておりまして、また滞納繰越分では759万7,000円を増額しております。特に、償却資産に関しましては、設備投資の増加があらわれてきておるといふような状況でございます。

このほか、分担金や国庫支出金等の特定財源につきましては、歳出に関連いたしまして精査、調整を行い、編成をさせていただいたものでございますが、災害復旧費に係る国庫補助金の関係につきましては、冒頭地方債のところでも申し上げましたが、現在のところ災害査定前ということもございまして、暫定的な補助率により計上させていただいております。

この関係につきましては、少し説明をさせていただきますと、4ページでございますが、最下段に書いております災害復旧費の国庫負担金につきましては、公共土木施設に係るものでございますが、補助率につきましては66.7%で算定しておりまして、1億8,939万4,000円を計上させていただいてます。

また少しページを飛ばしていただきまして、8ページでございますが、上段にございますけれども、農林水産施設災害復旧費府補助金につきましては、農地・農業施設災害復旧費府補助金といたしまして、農地につきましては50%、農業施設につきましては65%の暫定の補助率で算定をいたしまして4,440万円を計上しております。また、林道災害につきましては、50%の補助率で6,450万円を計上させていただいたとことございまして。

今後、確定をいたしましたら地方債を含めまして精査をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君）　続きまして、議案第70号　平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算額の総額に歳入歳出それぞれ143万9,000円を追加し、補正後の額を21億1,896万6,000円とするものがございます。

主なものにつきまして、歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、9款、繰入金の一般会計繰入金につきまして、一般被保険者の保険税の軽減額が確定したことに伴いまして、基盤安定繰入金として363万6,000円の追加、国保事業に係ります交付税算入額の確定に伴い国保財政安定化支援事業繰入金として195万3,000円の追加を主なものといたしまして、全体で576万6,000円を追加させていただくものでございます。

同じく9款、繰入金の基金繰入金につきましては、後ほど説明させていただきます歳出の補正総額と収支のバランスを図るため、432万6,000円を減額させていただいております。

次に、4ページの歳出でございます。

1款、総務費では、事務費の精査を行いまして、全体で10万6,000円の追加をお願いいたしております。

2款の保険給付費では、1項、療養諸費において現状の保険給付の見込額から一般被保険者の療養給付費を減額し、療養費を280万円追加するよう予算の組みかえをお願いするとともに、精神・結核医療付加給付として7万円の追加をお願いするものです。

11款の諸支出金では、被保険者の資格喪失や賦課更正により発生する過誤納金の返還金として一般、退職あわせて60万円の追加と、平成24年度に実施いたしました国保ヘルスアップ事業糖尿病重症化予防事業の実績報告にともない、一部補助金の返還が生じたことから66万3,000円を追加し、あわせて126万3,000円を増額補正させていただくものでございます。

国保会計特別会計につきましては、以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君）　岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君）　それでは、議案第71号　平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,552万4,

〇〇〇円を減額し、歳入歳出の総額を２０億１，３９３万８，〇〇〇円とさせていただくものでございます。

それでは、最初に、歳出の主な項目につきまして、説明させていただきます。

事項別明細書の５ページをお願いいたします。

１款、総務費、２項、徴収費では、介護保険料システムの機能改善に係ります改修負担金５万６，〇〇〇円の追加をお願いいたしております。

次に、２款、保険給付費、１項、介護サービス等諸費、１目、居宅介護サービス給付費では、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護サービスなどの利用件数の増加に伴い、２，４５３万５，〇〇〇円の増額をお願いいたしております。

２目、特例居宅介護サービス給付費は、基準該当サービス事業所が提供する短期入所生活介護サービスで、９月までの給付実績に基づきまして、５６６万円の追加をお願いいたしております。

４目、施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の一月あたりの平均入所者が５９件と当初見込みを１０件程度下回ることなどから、５，５９４万４，〇〇〇円の減額をいたしております。

６ページの７目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、９月までの給付実績に基づきまして、２７４万４，〇〇〇円を減額いたしております。

２項、介護予防サービス等諸費につきましては、それぞれの介護予防サービスにおきまして、９月までの給付実績に基づき、見込み額を算出し総額で１１２万４，〇〇〇円を追加いたしております。

７ページ下段の４項、高額介護サービス等費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、９月までの給付の推移から２４４万円の増額をお願いいたしております。

８ページの５項、特定入所者介護サービス等費は、施設利用者の居住費や食費負担に係る補足給付をするもので、９月までの給付実績に基づきまして、１目の特定入所者介護サービス費では２２３万７，〇〇〇円の減額、２目の基準該当施設に係ります特例特定入所者介護サービス費では７０万９，〇〇〇円の増額をいたしております。

６項、高額医療合算介護サービス等費は、医療と介護の両方のサービスを利用されている世帯の負担の軽減を図るもので、これにつきましても９月までの給付の推移から予防とあわせまして２１万６，〇〇〇円を増額いたしております。

以上、保険給付費全体で２，６２４万１，〇〇〇円の減額をさせていただくものでございます。

次に、８ページ下段から９ページにかけましての３項、地域支援事業費でございますが、介護用品購入補助金及び住宅改修理由書作成補助金において、申請件数の増加を見込みまして、６６万１，０００円の追加をお願いいたしております。

ほかの項目につきましては、歳入予算の補正に伴い財源振りかえを行っております。

続きまして、事項別明細書の３ページにお戻りいただきまして、歳入の説明をさせていただきます。

３款、国庫支出金、４款、支払基金交付金、５款、府支出金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました介護給付費や地域支援事業費の給付額等の増減に伴いまして、補正をお願いするものでございます。それぞれ、所定の負担率に基づきまして算出をいたしております。

４ページの７款、繰入金、１項、一般会計繰入金では、歳出、事業費及び総務費の増減に見合うルール分の繰り入れの増減を、それぞれの項目においてお願いをいたしております。

２項、基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るため４５０万５，０００円の減額をいたしております。

なお、予算上の平成２５年度末準備基金の残高は約２，５９０万円を見込んでおります。

以上、簡単でございますが、介護保険事業特別会計事業勘定の補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、お認めいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、同じく議案第７１号 平成２５年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の補正といたしまして、それぞれの合計補正額をゼロ円とするものでございます。補正前の１億５，４２４万円と同額にするものでございます。細部につきましては、事項別明細書によりましてご説明させていただきます。

めくっていただきまして、事項別明細書の３ページでございます。

２、歳入の居宅介護サービス費収入におきましては、短期入所の利用稼働率が増加いたしましたため、２５０万円を追加させていただくものでございます。短期入所が増加いたしますと、長期入所と比較してベッドの回転率が高くなるため、その分ベッドのやりくりのあき日の調整日が当初より増加するため、自己負担金収入を２５０万円の減額をするもので、歳入額としましては、ゼロ円の増減額となるものでございます。

次に、４ページの３、歳出でございますが、歳出の一般管理費では、老健施設関係の職員及び人件費関係の所要額の精査を行い、また需用費では、老健施設の浴槽の脱衣所のカーテン修理等に１０万円を、エレベータ等の保守点検委託料に１０万円の追加をお願いさせていただきまして、計３０万円の追加をお願いするものでございます。

介護サービス事業費の消耗品といたしまして、所要の３５万円を減額いたしまして、老健施設でもつ入所者診療負担金を５万円増加するもので、合計３０万円の減額をお願いするもので、歳出としましては、ゼロ円の増減額とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） それでは、議案第７２号 平成２５年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第１号）につきましては、補正前の額１３億４，５２０万円に２，０９８万円を追加し、補正後の額を１３億６，６１８万円とさせていただくものでございます。

最初に３ページをごらんください。

第２表、地方債補正ですが、当初予算におきましては、簡易水道事業でその財源として借り入れを行うことができる限度額を２億３，２５０万円としておりましたが、より有利な過疎対策事業債の借り入れが可能となりましたので、簡易水道事業債は１億１，０８０万円を減額した１億２，１７０万円に、過疎対策事業債を新たに１億１，６２０万円借り入れるものでございます。

限度額５４０万円の増額理由といたしましては、主に施設整備に係る設計業務委託料の追加による借入額の増額でございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりですので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、歳入補正額の主なものについて、事項別明細書の３ページをごらんください。

６款、繰入金、２項、１目、基金繰入金につきましては、歳出財源確保のために基金繰入金を１，５７４万１，０００円増額とするものです。

７款、１項、１目の前年度繰越金は、総額５０３万９，０００円となり、当初予算措置額５０万円を差し引いた額、４５３万９，０００円を増額させていただくものでございます。

８款、諸収入の１項、１目、支障物件移設補償費につきましては、当初京都縦貫自動車道及び府道の道路改良等に係る総排水管移設工事補償金として１，１２４万円を見込んでおり

ましたが、京都縦貫自動車道に係ります工事補償金が見込めなくなったことから４７０万円を減額補正するものでございます。

３ページから４ページにかけての９款、１項、町債、１目、簡易水道事業債及び過疎対策事業債は、第２表地方債補正で説明をいたしましたように、借入額をそれぞれ減額、増額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の５ページをごらんください。

１款、１項、水道管理費、１目、一般管理費でございますが、人件費につきましては、異動等に伴います整理をし、１５５万９，０００円を減額しております。

１１節の医薬材料費ですが、台風等によります原水のにごりも例年に比べて多かったことございまして、塩素代として３００万円を計上しております。

１３節、上水道台帳整備委託料ですが、今年度末の整備に向けて現在も作業中でございますが、作業していく中で業務量が増加しておりますので、２００万円を計上しております。

２７節、消費税納付金ですが、平成２４年度分の確定申告に伴い、本年度分の納付額に不足が生じましたので、５５１万円を計上させていただいております。

事項別明細書の６ページをごらんください。

２款、１項、水道施設費でございますが、上水道事業では小野及び鎌谷中地内の加圧ポンプ場や丹波地区から瑞穂中央浄水場への送水管などの設計業務を選考すべく、委託料として７００万円を計上し、簡易水道事業では、西部地区での設計業務を縮小しまして１，７７０万円を減額し、坂原・安栖里流量計設置などの工事費を見直しまして、２，０６７万６，０００円を計上しております。

また、西部低区配水池への進入路見直しに伴いまして、土地購入費に３８０万円、立木補償費で６０万円をお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７３号 平成２５年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（１号）につきましては、補正前の額９億７，９００万円から３１万６，０００円を減額し、補正後の額を９億７，８６８万４，０００円とさせていただくものです。

まず、歳入補正額の主なものにつきまして、事項別明細書の３ページをごらんください。

１款、１項、分担金で、まず農業集落排水事業費分担金として、３件の新規加入がございました。既決予算額を差し引きしました２１０万円を増額とさせていただくものでございます。

また、特定環境保全公共下水道事業費分担金として、８件の新規加入がございましたので、

同様に既決予算額を差し引いた 6 3 5 万円を増額とさせていただきます。

6 款、1 項、1 目、繰入金の一般会計繰入金につきましては、各事業におけます収支の均衡を図り、あわせまして 1, 0 5 3 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に、事項別明細書の 4 ページをごらんください。

8 款、1 項、雑入、支障物件移設補償費ですが、京都府が施工中でございます竹野地区の鎌倉橋歩道設置工事に係ります管路移設補償の増額や、質美地区の府道改良工事に伴います移設設計業務補償費として 1 6 0 万円を増額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の 5 ページをごらんください。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水施設整備事業では、先ほど歳入でご説明をいたしました、府道改良工事に伴います設計委託料で 2 2 0 万円、鎌倉橋歩道設置工事に係ります移設管渠環境工事費で 1 0 0 万円を増額するものでございます。

また、2 3 節、国府支出金等返還金では、京都縦貫自動車道の工事に伴い、市森処理場を解体したところですが、その補助金返還金が確定をいたしましたので、5 5 6 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

同じく、2 目、施設管理事業におきましては、須知地区の原水層ポンプの修繕ですとか、中継ポンプの修繕を追加をいたしまして、その他の箇所を見直しました結果、修繕料として 1 0 0 万円の増額をお願いするものでございます。

事項別明細書の 6 ページをごらんください。

2 款、2 項、公共下水道費ですが、当初下山グリーンハイツでの一部環境改良工事を予定しておりましたが、グリーンハイツ内での本管への接続調査が全て終了していないこともありまして、まずはその調査を先行すべく管渠工事費から委託料へ 1, 2 0 0 万円を組みかえるものでございます。

最後に、2 款、3 項、2 目、浄化槽の施設管理事業ですが、寄附を受けて町が管理しております浄化槽の経年劣化が進み、ブローア等の修繕も増加傾向にあるため、修繕料で 1 0 0 万円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第 2 号）は、補正前の額 6 5 5 万 4, 0 0 0 円に 9 8 万 2, 0 0 0 円を

追加し、補正後の額を753万6,000円とさせていただくものでございます。

先に、歳出の補正額につきまして、ご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、最終ページになりますが、ごらんをいただきたいと思います。

1款、総務費、2目、財産管理費、22節、補償補填及び賠償金、立木補償費では、関西電力の架空線の線下補償費としまして、貸付先であります質志区に対しまして支出をするものでございます。また、土地貸付補償費としまして、猪鼻区貸付地の一部を、現在株式会社京都環境保全公社に仮設駐車場用地として貸し付けを行っております契約の期間を、平成26年2月15日まで延長したことによりまして、増加する貸付料の10%につきまして、地元区に補償費として支出するものでございます。

次に、歳入の補正額ですが、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入で、歳入で説明しました猪鼻区貸付地の一部を駐車場用地として貸し付けております貸付料につきまして、追加をするものでございます。

2節、マツタケ等採取権収入では、入札によりまして額が確定したことで、今回減額とさせていただくものでございます。

4款、諸収入、1目、雑入、1節、雑入、立木補償費では、歳入で説明しましたように質志地内におきまして、関西電力の架空線の線下補償費ということで98万8,000円を計上をさせていただくものでございます。

戻りまして、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、収支の均衡を図るために、不足となります4万9,000円を繰り入れまして、その財源とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第75号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げ、その後、各医療機関ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の補正といたしまして、既決の予定額から収益的収支におきまして24万円を追加補正し、補正後の予算総額を9億2,074万円とお願いするものでございます。

また、次ページの資本的収入及び支出の補正におきましては、525万円を追加いたしま

して、補正後の資本的収入額を1億6,968万4,000円といたし、資本的支出額を1億8,299万3,000円にお願いするものでございます。

支出に対して、収入が不足する額1,330万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては356万6,000円を減額いたし、職員給与費につきましては、補正後の額を5億4,083万6,000円とお願いするものでございます。

それでは、医療機関ごとに補足説明を申し上げます。

説明書の1、2ページをごらんくださいませ。

収益に該当する部分での今回の補正をお願いいたしますのは、京丹波町病院の医業外収益におきまして、本年9月に発生しました台風18号による京丹波町病院が被害を受けまして、関係医療機関団体5団体からお見舞金をいただき、24万円を計上させていただくものでございます。

次の3、4ページの収益的支出につきましては、まず、上段にあります京丹波町病院事業費用におきまして、医業費用の給与費では、職員関係の人件費の所要の補正を行うものでございます。

また、経費における消耗品費といたしまして、台風によります被災品の関係で40万円、消耗備品といたしまして被災関係の軽微な備品に係るもので52万円を、光熱水費に電気料金としまして90万2,000円、施設の修繕関係に147万円を、委託料では57万円の減額をいたし、固定資産除却費といたしまして新公営企業会計、26年度に向けての対応として、除却処分として180万円を計上いたし、京丹波町病院の補正予算額としましては、24万円とするものでございます。

次に、3ページ中段にあります和知診療所につきましては、事業費用といたしまして、医業費用における職員関係の人件費の所要の補正をお願いするものでございます。

また、材料費におきましては、診療材料費の精査、経費におきましては、消耗品費らの増額と、光熱水費の減額をお願いし、修繕費につきましては、25万6,000円の減額をお願いいたし、和知診療所につきましては、これらを整理いたしましたところ、補正予算額としましてゼロ円となるものでございます。

次に、3、4ページ下段にあります和知歯科診療所でございますが、医業費用の支出におきましては、給与費の所要の補正をいたし、診療材料費を30万円減額いたし、補正後の予算額をゼロ円とさせていただくものでございます。

最後に、５、６ページの資本的支出についてでございますが、和知歯科診療所におきまして、この１０月２１日に２階から１階への診療所移設を行い、オープンをいたしました。建物全体が保健施設から医療施設に変更になったことに伴いまして、過日の福岡県での整形外科病院での火災事故を受けまして、一段と厳しい火災対策への指導が進み、歯科診療所施設部分だけでなく、建物全体の１階、２階を含めまして夜間及び休日の対応に要するスプリンクラーの設置の指導が消防署よりございました。このため、和知歯科診療所の資本的収入の他会計負担金といたしまして５２５万円を計上いたし、資本的支出の建設改良費として歯科診療所を有する建物全体に５２５万円の消防設備設置を計上させていただくものでございます。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足に対する財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填追加をすることとお願いするものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、１７日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午前１１時５０分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 原 田 寿賀美

〃 署名議員 梅 原 好 範